

# 任意継続被保険者の資格取得を希望される方へ

R6.12

任意継続被保険者（以降、任継）被保険者の資格取得を希望される方は、下記事項を熟読のうえ、誤りのないよう手続きをお願いいたします。

マイナンバーカードと保険証の一体化により、健康保険証は2024年12月1日をもって新規発行は終了となりました。マイナ保険証（保険証として利用登録されたマイナンバーカード）をご利用ください。

## 1. 制度の概要

任継制度は、退職等により被保険者資格を喪失した人が引き続き当健保の被保険者となることのできる制度で、加入期間は最長で2年間です。

※強制加入ではありません。国民健康保険への加入や給与所得者のご家族の被扶養者になる等もご検討ください。

※在職中の被扶養者は引き続き被扶養者とすることができます。

扶養を継続する場合には申請書に記入してください。（今回の申請以前に扶養から外す必要がある場合は、別途各社人事総務部門またはNECビジネスインテリジェンスへ必要書類を提出下さい）

※医療給付については、付加給付含め在職時と同じ給付が受けられます。

人間ドック、予防接種等の補助もあります。ただし生活習慣病検診（がん検診）の利用はできません。出産手当金、傷病手当金の給付はありません。（現役時代からの継続給付は除く）

## 2. 資格の取得条件（下記全ての条件を満たしている方）

- (1) 退職または健康保険法の適用除外事由に該当して被保険者の資格を喪失したこと
- (2) 資格喪失日の前日（退職日）まで継続して2ヶ月以上被保険者であったこと
- (3) 下記備考欄の提出期間内に任意継続被保険者となることを申請すること

[提出書類] いずれも提出先は当健保

書類名	書式	備考
任意継続被保険者資格取得申請書	本文書末尾 NECけんぽHPにも掲載	退職日1か月前から受付 退職日翌日から20日以内に当健保必着
口座振替依頼書	ノンカーボン用紙	当健保から送付（保険料通知書発送時同封）

## 3. 保険料の決定

- (1) 退職時の標準報酬月額と当健保の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額に保険料率を乗じた額  
※現役時代と異なり事業主（会社）負担分がなくなるため、全額自己負担となります。  
※平均標準報酬月額と保険料率は毎年度見直しを行います。
- (2) 翌年度の保険料も、退職時の標準報酬月額と当健保の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額に翌年度保険料率を乗じた額（前年度の所得が下がっても基準額は変わりません）  
※本年度の当健保の平均標準報酬月額は44万円です。
- (3) 介護保険料納付対象者は、健康保険料介護保険料を合算して納付していただきます。  
※介護保険料納付対象者：40歳～64歳の被保険者及び40歳未満または65歳以上の被保険者で40歳～64歳の被扶養者がいる者

#### 4. 任継資格を喪失するとき

##### (1) 任継期間が2年に達したとき

※資格喪失予定日は、加入時に発送する「保険料通知書」に記載してあります。

##### (2) 再就職等により他の健康保険に加入したとき

##### (3) 保険料を納付期日までに納めなかったとき（または引落しできなかったとき）

##### (4) 死亡したとき

##### (5) 後期高齢者制度の被保険者になったとき（満75歳になったとき）

##### (6) その他の理由で資格喪失の申出を行ったとき

※当健保が申請書を受領した翌月1日が資格喪失日になります。

#### 5. 加入手続きと保険料の納付方法

##### (1) 加入手続きフロー

###### ① 申請者が申請書を提出

「任意継続被保険者資格取得申請書」を起票し当健保の任意継続担当へ送付

###### ② 当健保が保険料通知書等を送付

当健保から「保険料通知書」「口座振替依頼書」を申請者自宅宛て送付

###### ③ 申請者が保険料納付

「保険料通知書」に基づき保険料を納付  
「口座振替依頼書」を記入捺印し、当健保に返送

##### (2) 申請と保険料納付について

###### ① 「任意継続被保険者資格取得申請書」をご記入の上、当健保の任継担当者へ送付願います。

※「退職日の1ヶ月前」から「退職後翌日から20日以内」の期間に受け取ります。

※申請書の「年前納・半期前納・月払い選択欄」に納付方法を必ず記入願います。

###### ② 当健保から「保険料通知書」「口座振替依頼書」を申請者自宅宛に郵送します。

※申請書で選択された納付方法（年前納・半期前納・月払い）に対応した保険料を「保険料通知書」により通知します。

###### ③ 「保険料通知書」に記載された保険料を期日迄に当組合指定口座へ振込み願います。

納付期限欄に「口座振替」と記載されている分は振込不要です。指定口座から引落します。

※振込み手数料は本人負担、引落し手数料は当健保負担です。

※納付期日迄に納付がない場合、あるいは指定口座から引落しできなかった場合は被保険者資格の継続意思がないもの判断して資格を取消しますのでご注意願います。

###### ④ 「口座振替依頼書」を記入捺印の上、当健保の任継担当へ送付願います。

##### (3) 前納制度

###### ① 前納制度を利用すると保険料が割引となります。

###### ② 割引適用対象の保険料月

対象月の前月末までに納付可能な保険料につき割引を適用します。（納付期限は当健保が指定）

（例）6退職/6月納付期限の場合：6月分保険料は割引対象外、7月分以降の保険料が割引対象

6退職/7月納付期限の場合：6月・7月保険料は割引対象外、8月分以降の保険料が割引対象

###### ③ 前納保険料の納付方法（次の2通りが選択できます）

a. 年間前納・・翌年3月分迄を一括納付

b. 半期前納・・9月分迄 / 翌年3月分迄を2回に分けて納付

※取得月が10月以降の場合、前納は翌年3月分までの一括となります。

###### ④ 加入途中で任継の資格を喪失した場合、未経過分の保険料は返金します。

##### (4) 次年度の保険料改定通知書

次年度の「保険料改定通知書」は、当健保から当年度3月上旬に送付します。

## 6. 「資格情報のお知らせ」の電子交付

事業主（勤務先人事）からの資格喪失届受領後に、任継資格取得処理を開始します。

- (1) 資格取得処理が完了した方には、『KOSMO Communication Web』にて「資格情報のお知らせ」を交付します。 [KOSMO Communication Web - 日本電気健康保険組合 \(neckenpo.or.jp\)](https://www.neckenpo.or.jp)
- (2) マイナポータルでも同様に、ご自身の健保資格情報を確認いただけます。

## 7. 各種変更に伴う届出（被保険者ご自身からの届けが必要です）

- (1) 資格の喪失事由に該当したとき（4項参照）  
『健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書』を提出してください。
- (2) 氏名、住所を変更したとき  
『氏名・住所 変更届』を提出してください。
- (3) 銀行口座を変更したいとき  
当健保 任継担当者までご連絡ください。『口座振替依頼書』の再提出が必要です。
- (4) 被扶養者に変更があったとき（就職、扶養認定基準を超える収入増等による扶養削除、及び新規扶養認定等）  
健康保険被扶養者届（異動届）他必要書類を提出してください。

## 8. 任継資格取得手続き完了までの医療機関受診

資格喪失日（退職翌日）に遡って任継加入資格を付与するので、保険証が手元がない期間が健康保険に加入していない期間ではありません。

この期間に受診等した場合は、窓口で医療費10割を支払い、その領収書原紙をもって当組合へ立替療養費請求頂ければ、後日、本人窓口負担分を控除した額を還付しますので保険証が手元になくとも受診等は手控えないことをお勧めします。

## 9. その他

- (1) 確定申告用の「保険料納入証明書」は、当健保から納入年翌1月に発送します。（交付申請不要）  
資格喪失者には、資格喪失申請の翌月に発送します。
- (2) 期間満了時には「資格喪失証明書」「保険料納入証明書」を送付します。（交付申請不要）  
居住地の市区町村の役所で速やかに国民健康保険加入の手続きを行ってください。
- (3) 各種申請書様式は、NECけんぽHP（インターネット）に掲載していますのでご利用ください。  
<https://www.neckenpo.or.jp/>
- (4) 各種お問い合わせは、ご自身の健康保険記号・番号を確認の上ご連絡ください。
- (5) 納付期日迄に保険料が納付されない場合、当健保は保険料納付を督促します。督促期限までに納付されない場合、未納保険料月の1日に遡って資格を喪失します。

以上

